

『陸上自衛隊V-22オスプレイの佐賀駐屯地へ移駐について』の説明に係る防衛省への確認事項について

○令和7年7月9日に佐賀駐屯地(仮称)を開設のうえ、陸上自衛隊オスプレイを運用する輸送航空隊を木更津駐屯地から移駐することによって、佐賀駐屯地所在の部隊となるのか。

<防衛省>

- ・ 令和7年7月9日に佐賀駐屯地(仮称)を開設のうえ、同日にV-22を運用する輸送航空隊を木更津駐屯地から移駐させることとしており、部隊編成上、同日付で、輸送航空隊は佐賀駐屯地所在の部隊となります。
- ・ 他方で、機体や隊員の移動には、一定の時間を要することから、移駐の完了時期は8月中旬となる予定であり、それまでの間は、引き続き木更津駐屯地にV-22及び隊員の一部が所在することとなります。
- ・ 防衛省としては、佐賀駐屯地(仮称)の開設及びV-22の移駐に向け、引き続き、努力してまいります。

○陸上自衛隊オスプレイの移駐にあたって、機体の整備状況などから一定の期間を要する具体的な理由は何か。

<防衛省>

- ・ 航空機は、飛行の安全確保のため、飛行前後における点検のほか、前回の点検から一定の日数や一定の飛行時間が経過した際に整備を実施する必要があります。
- ・ このように、整備に要する期間は、整備の内容や機体の状況に左右されるものであり、飛行の安全確保を最優先に移駐を進めるためにも、7月9日以降も整備に一定の期間が必要となることをご理解願います。

○7月9日から8月中旬までの移駐期間において、機体の整備状況などによっては、木更津駐屯地において飛行する可能性があるとのことだが、具体的にどこを飛行することがあるのか。

<防衛省>

- ・ 7月9日以降も、機体の整備状況などによっては、木更津駐屯地において飛行する場合があります。
- ・ 一般的に、機体の整備のための飛行にあたっては、可能な限り住宅地の上空を避けることとし、各飛行場の周辺の平野部や、山間部、海上等に設定した空域で実施しています。

- ・ そのうえで、木更津駐屯地におけるV-22の機体整備のための試験飛行については、市街地上空を避け、海上の空域にて実施します。
- ・ 具体的には、主に東京湾南部上空、相模湾上空及び周辺の海域で実施する予定です。

○8月中旬までに移駐が完了していない機体について、木更津駐屯地において場周経路を使用した訓練飛行は行われないということか。

<防衛省>

- ・ 令和7年7月9日に佐賀駐屯地(仮称)を開設のうえ、V-22を佐賀駐屯地(仮称)に順次飛来させ、8月中旬までに移駐が完了する予定です。
- ・ 移駐が完了していない機体について、木更津駐屯地の場周経路を使用した飛行訓練は行わない予定です。

○8月中旬までに陸上自衛隊オスプレイを運用する輸送航空隊の隊員をはじめ、部隊の機能がすべて佐賀駐屯地へ移るのか。

<防衛省>

- ・ 令和7年7月9日に佐賀駐屯地(仮称)を開設のうえ、V-22を運用する輸送航空隊が木更津駐屯地から移駐します。
- ・ 移駐にあたっては、飛行の安全確保が最優先であるところ、飛行前後における点検や定期的な整備の所要などを総合的に勘案しながら進めていく必要があることから、輸送航空隊の隊員の移動を含む移駐完了の時期は、8月中旬を予定しており、この時点で輸送航空隊の全ての機能が佐賀駐屯地に移ることとなります。

○佐賀駐屯地への移駐が完了した後に、訓練飛行等で木更津駐屯地に陸上自衛隊オスプレイが飛来することはあるのか。

<防衛省>

- ・ 陸上自衛隊V-22(オスプレイ)の佐賀駐屯地(仮称)への移駐後の、訓練等による木更津駐屯地への飛来可能性については、現時点において、移駐後の訓練等の具体的な内容が決まっていないことから、お答えすることは困難です。
- ・ なお、陸上自衛隊V-22(オスプレイ)は、木更津駐屯地において定期機体整備を行う考えであることから、当該目的のために飛来することはあります。